別表第１備考６③㈠IBC100の表中注４を次のように改める。

注４　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

B２　国連番号が0222の危険物に関しては、金属製IBC容器又は硬質プラスチック製IBC容器以外のIBC容器の場合、IBC容器は非開放型の貨物運送ユニットにより運送されなければならない。

B３　国連番号が0222の危険物に関しては、フレキシブルIBC容器に収納する場合は、粉末不漏性であって耐水性のフレキシブルIBC容器か、粉末不漏性であって、耐水性の内張りのあるフレキシブルIBC容器により運送されなければならない。

B９　国連番号が0082の危険物に関しては、硝酸アンモニウム又は他の無機硝酸塩と爆発性成分を有しない他の可燃性物質との混合物であって、ニトログリセリン、類似の液体有機硝酸塩又は塩素酸塩を含まない場合に限り使用すること。金属製IBC容器は使用できない。

B10　国連番号が0241の危険物に関しては、物質が主要な成分として水及び一部又は全体が溶液である高比率のアンモニウム硝酸塩又は他の酸化性物質で構成されている場合に限り使用すること。他の構成物質は、炭化水素又はアルミニウム粉末を含み、トリニトロトルエン等ニトロ誘導体を含まないこと。金属製IBC容器は使用できない。

B17　国連番号が0222の危険物に関しては、金属製IBC容器は使用できない。

別表第１備考６④㈡T23の表中注③中「ものであること。」の下に「腐食性の副次危険性を示す標札等を付すこと。」を加える。

別表第１備考６④㈥の表TP21の項中「越えない」を「超えない」に改める。

別表第１備考６④㈥の表TP32の項①中「4bar」を「0.4メガパスカル」に、「2.65bar」を「0.265メガパスカル」に改め、同項②中「危険物輸送に関する」を「国連番号が3375の危険物については、危険物輸送に関する」に改める。

別表第１備考６④㈥の表TP40の項の次に次のように加える。

TP41	有機金属化合物の運送のみに使用されるものに係る検査については、地方運輸局長又は登録検査機関の指示するところによる。

別表第１備考６⑥の表SP962の項１②中「燃料とするもの」を「燃料とする自動車又は内燃機関」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。

別表第１備考６⑥の表SP962の項１③中「燃料とするもの」を「燃料とする自動車又は内燃機関」に改める。

別表第１備考６⑥の表SP962の項１⑤中「適合するものであること。」を「適合することが確認された型式のものであること。」に改める。

別表第１備考７を次のように改める。

備考７　積載方法の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。だたし、ES01からES05まで並びにA、B、C、D及びEについては、第２欄に掲げる船舶の区分に応じ、第３欄に定めるものとする。

記号	意義	
ES01	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
ES02	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載（火薬庫）
ES03	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	—
ES04	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載（火薬庫）
	旅客船	—
ES05	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）
	旅客船	—
A	旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第５条第４項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
B	旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第５条第４項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
C	旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第５条第４項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
D	旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第５条第４項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	—
E	旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第５条第４項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	—
SW1	熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること。	
SW2	居住区域から離れた場所に積載すること。	
SW3	適切な温度管理の下に運送すること。	
SW4	表層通風換気を行うこと。	
SW5	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。	
SW6	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。当該装置は、防爆型の機械通風装置であること。	
SW7	y（病毒をうつしやすい物質に限る。）、x（病毒をうつしやすい物質を除く。）	
SW8	通風換気を行うこと。	
SW9	イ　袋に収納した場合には、通風換気を施すこと ロ　航海中船倉の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること ハ　貨物の温度が周辺温度を超え上昇し続ける場合には、通風換気を中止すること	
SW10	イ　非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載して運送する場合を除き、ベール状のものは、覆布等で覆われていること ロ　貨物区域は、清掃され乾燥され油又はグリースが取り除かれていること ハ　貨物区域の通風装置の排気口には、発火を防止するための金網を備え付けること	